第五十三条の二十八第三項中「第五十三条の十五において」の下に「読み替えて」を、「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加え、同条第五項中「及び第四百九条」の下に「（第三項第三号から第五号までを除く。）」を、「場合において」の下に「、同法第四百五条第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社（保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）」と」を、「第五十三条の三十二において」の下に「読み替えて」を加え、「の規定による請求」を削り、「第五十三条の三十七において」の下に「読み替えて」を加え、「読み替える」を「、同条第三項第六号中「金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）」とあるのは「金銭でないもの」と読み替える」に改める。

第五十三条の三十第一項第一号ニ中「において」の下に「読み替えて」を加え、同条第四項第一号中「において」の下に「それぞれ読み替えて」を加え、同項中第十三号を第十六号とし、第十号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第九号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一　補償契約の内容の決定

十二　役員等賠償責任保険契約の内容の決定

第五十三条の三十第四項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第五十三条の十五において読み替えて準用する会社法第三百四十八条の二第二項の規定による委託

第五十三条の三十第五項中「において」の下に「、同条第一項中「指名委員会等設置会社」とあるのは「指名委員会等設置会社（保険業法第三十条の十第九項に規定する指名委員会等設置会社をいう。）」と、「指名委員会等」とあるのは「指名委員会等（同法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。第三項において同じ。）」と」を加える。

第二編第二章第二節第四款第十目中第五十三条の三十七の次に次の一条を加える。

（補償契約及び役員等のために締結される保険契約）

第五十三条の三十八　会社法第二編第四章第十二節（第四百三十条の二第五項後段を除く。）（補償契約及び役員等のために締結される保険契約）の規定は、相互会社の役員等について準用する。この場合において、同法第四百三十条の二第一項（補償契約）中「役員等に」とあるのは「役員等（保険業法第五十三条の三十三第一項に規定する役員等をいう。以下同じ。）に」と、「株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「取締役会」と、同条第二項第二号中「第四百二十三条第一項」とあるのは「保険業法第五十三条の三十三第一項」と、同条第四項中「取締役会設置会社においては、補償契約」とあるのは「補償契約」と、同条第六項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四百二十三条第三項並びに」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において読み替えて準用する第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を同法第五十三条の三十二において読み替えて準用する第四百十九条第二項前段において準用する場合を含む。）、同法第五十三条の三十三第三項並びに同法第五十三条の三十六において読み替えて準用する」と、同法第四百三十条の三第一項（役員等のために締結される保険契約）中「株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）」とあるのは「取締役会」と、同条第二項中「第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第四百二十三条第三項」とあるのは「保険業法第五十三条の十五において読み替えて準用する第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を同法第五十三条の三十二において読み替えて準用する第四百十九条第二項前段において準用する場合を含む。）並びに同法第五十三条の三十三第三項」と読み替えるものとする。

第六十一条第七号中「において」の下に「読み替えて」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二　社債管理者を定めないこととするときは、その旨

第六十一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

第六十一条の五中「これらの規定」の下に「（同法第六百八十二条第一項を除く。）」を加え、「第八号」を「第八号の二」に改め、「まで」と」の下に「同法第六百八十二条第一項中「会社（以下この編において「社債発行会社」という。）」とあるのは「相互会社」と」を、「第六十一条の八第二項において」の下に「読み替えて」を加える。

第六十一条の七第四項第一号中「猶予」の下に「その債務若しくは」を加え、同条第八項中「相互会社」と」の下に「、同法第七百九条第二項中「第七百五条第一項」とあるのは「保険業法第六十一条の七第一項」と」を、「第六十一条の六」と」の下に「、同法第八百六十八条第四項中「第七百五条第四項及び第七百六条第四項の規定」とあるのは「保険業法第六十一条の七第七項の規定並びに」と、「会社」とあるのは「相互会社」と」を加える。

第六十一条の七の次に次の二条を加える。

（社債管理補助者の設置）

第六十一条の七の二　相互会社は、第六十一条の六ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。

（社債管理補助者の権限等）

第六十一条の七の三　社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一　破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

二　強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求

三　第百八十一条の二において読み替えて準用する会社法第四百九十九条第一項の期間内に債権の申出をすること。

2　社債管理補助者は、前条の規定による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一　社債に係る債権の弁済を受けること。

二　第六十一条の七第一項の行為（前項各号及び前号に掲げる行為を除く。）

三　第六十一条の七第四項各号に掲げる行為

四　社債を発行した相互会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為

3　前項の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一　前項第二号に掲げる行為であって、次に掲げるもの

イ　当該社債の全部についてするその支払の請求

ロ　当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分

ハ　当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（イ及びロに掲げる行為を除く。）

二　前項第三号及び第四号に掲げる行為

4　社債管理補助者は、前条の規定による委託に係る契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。

5　第六十一条の七第二項及び第三項の規定は、第二項第一号に掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用する。

6　会社法第七百十四条の三（社債管理補助者の資格）、第七百十四条の五から第七百十四条の七まで（二以上の社債管理補助者がある場合の特則、社債管理者等との関係、社債管理者に関する規定の準用）、第八百六十八条第四項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条第一項（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七